



平成 24 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名：株式会社ベネッセホールディングス
代表者名：代表取締役社長 福島 保
(コード：9783 東証・大証第一部)
問合せ先：広報・IR部長 増本 勝彦
(TEL：042-356-0808)

公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う

「株式会社アップ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正
及び訂正届出書の記載内容のうち公開買付開始公告の記載内容に係る部分のお知らせ

株式会社ベネッセホールディングス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、株式会社アップ（コード番号：9630 東証第二部、以下「対象者」といいます。）の株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 2 項に基づく公開買付届出書の訂正届出書（以下「本訂正届出書」といいます。）を平成 24 年 2 月 13 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、平成 24 年 1 月 31 日付「株式会社アップ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」といいます。）を、下記のとおり訂正いたします。

また、併せて、本訂正届出書の提出に関連して、本訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものについて、法 27 条の 8 第 11 項に基づき、下記のとおりお知らせいたします。なお、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等に変更はございません。

このお知らせは、対象者の大株主である株式会社マルユ（以下「マルユ」といいます。）から、本公開買付けに関連する情報の提供を受けたことのお知らせするものです。

記

I. 本プレスリリースの訂正の内容

本プレスリリースについて、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

[訂正前]

(前略)

当社は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成 24 年 1 月 31 日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、(i)マルユが所有する対象者の普通株式（所有株式数：2,040,000 株、所有割合：19.79%（小数点以下第三位を四捨五入））について、設定された担保権を解除のうえ（マルユによれば、本日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。）、そのうち 1,000,000 株（所有割合：9.70%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式（所有株式数：1,160,900 株、所有割合：11.26%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式（対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。）の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています（なお、本公開買付応募契約の概要については、下記「(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)

(後略)

[訂正後]

(前略)

当社は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成 24 年 1 月 31 日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、(i)マルユが所有する対象者の普通株式（所有株式数：2,040,000 株、所有割合：19.79%（小数点以下第三位を四捨五入））について、設定された担保権を解除のうえ（マルユによれば、平成 24 年 2 月 9 日付で、当該担保権は解除されたとのことです。）、そのうち 1,000,000 株（所有割合：9.70%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式（所有株式数：1,160,900 株、所有割合：11.26%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式（対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。）の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています（なお、本公開買付応募契約の概要については、下記「(7)

公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)

(後略)

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

[訂正前]

当社は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルユが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルユによれば、本日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

(後略)

[訂正後]

当社は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルユが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルユによれば、平成24年2月9日付で、当該担保権は解除されたとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

(後略)

Ⅱ. 本訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るもの

平成 24 年 2 月 1 日付「公開買付開始公告」の内容を訂正する形で記載しております。訂正箇所には下線を付しております。

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

[訂正前]

(前略)

当社は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成 24 年 1 月 31 日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、(i) マルユが所有する対象者の普通株式（所有株式数：2,040,000 株、所有割合：19.79%（小数点以下第三位を四捨五入））について、設定された担保権を解除のうえ（マルユによれば、本公告日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本公告日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。）、そのうち 1,000,000 株（所有割合：9.70%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii) 木下氏が所有する対象者の普通株式（所有株式数：1,160,900 株、所有割合：11.26%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii) 対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式（対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。）の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています（なお、本公開買付応募契約の概要については、下記「(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください）。

(後略)

[訂正後]

(前略)

当社は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成 24 年 1 月 31 日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、(i) マルユが所有する対象者の普通株式（所有株式数：2,040,000 株、所有割合：19.79%（小数点以下第三位を四捨五入））について、設定された担保権を解除のうえ（マルユによれば、平成 24 年 2 月 9 日付で、当該担保権は解除されたとのことです。）、そのうち 1,000,000 株（所有割合：9.70%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii) 木下氏が所有する対象者の普通株式（所有株式数：1,160,900 株、所有割合：11.26%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てについて、本公開買付

けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式（対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。）の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています（なお、本公開買付応募契約の概要については、下記「（7）公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

（後略）

（7）公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

〔訂正前〕

当社は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成 24 年 1 月 31 日付で本公開買付応募契約を締結し、(i) マルユが所有する対象者の普通株式（所有株式数：2,040,000 株、所有割合：19.79%（小数点以下第三位を四捨五入））について、設定された担保権を解除のうえ（マルユによれば、本公告日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本公告日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。）、そのうち 1,000,000 株（所有割合：9.70%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii) 木下氏が所有する対象者の普通株式（所有株式数：1,160,900 株、所有割合：11.26%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii) 対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式（対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。）の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

（後略）

〔訂正後〕

当社は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成 24 年 1 月 31 日付で本公開買付応募契約を締結し、(i) マルユが所有する対象者の普通株式（所有株式数：2,040,000 株、所有割合：19.79%（小数点以下第三位を四捨五入））について、設定された担保権を解除のうえ（マルユによれば、平成 24 年 2 月 9 日付で、当該担保権は解除されたとのことです。）、そのうち 1,000,000 株（所有割合：9.70%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii) 木下氏が所有する対象者の普通株式（所有株式数：1,160,900 株、所有割合：11.26%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii) 対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式（対象者の従業員持株会及び役員持株会

を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

(後略)

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(1) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

[訂正前]

当社は、マルユ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルユが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルユによれば、本公告日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本公告日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

(後略)

[訂正後]

当社は、マルユ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルユが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルユによれば、平成24年2月9日付で、当該担保権は解除されたとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

(後略)

以上